

各位

全3ページ
登録速報(2018-014)
2017年12月 6日
クミアイ化学工業株式会社
企画普及部普及課

登 録 速 報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。

記

適用拡大登録月日：2017年12月6日

1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号： 第20169号

名 称： ダコニールエース（北海道限定）

（(株)エス・ディー・エスバイオテック登録）

- 「ばれいしょ」の希釈倍数の追加：「750倍」→「750倍-1500倍」

2. 適用病害虫の範囲及び使用方法

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	TPNを含む農薬の総使用回数		
稲 (箱育苗)	苗立枯病 (リゾーブス菌)	1000 倍	育苗箱 (30×60×3cm、使用土壌約5L) 1箱当り500mL	は種時	1 回	土壌灌注	2 回以内		
小麦	縞萎縮病	20~30 倍	80~100L /10a	は種前	1 回	全面散布後土壌混和	1 回		
きゅうり	べと病	1500 倍	100~300L /10a	収穫前日まで	8 回以内	散布	10 回以内 (土壌灌注は 2 回以内、散布及びくん煙及びエアゾル剤の噴射は合計 8 回以内)		
トマト	疫病 葉かび病						4 回以内	6 回以内 (土壌灌注は 2 回以内、散布及びくん煙及びエアゾル剤の噴射は合計 4 回以内)	
すいか メロン	つる枯病						5 回以内	5 回以内	
たまねぎ	べと病 黄斑病						750 倍	6 回以内	6 回以内
	灰色かび病	750~1500 倍		収穫 7 日前まで					
アスパラガス	茎枯病 斑点病	1500 倍	100~400L /10a	収穫前日まで	4 回以内		4 回以内		
茶	炭疽病	1500 倍	200~400L /10a	摘採 10 日前まで	1 回		1 回		
にんじん	黒葉枯病	750~1500 倍	100~300L /10a	収穫 7 日前まで	5 回以内	散布	5 回以内 (種子への吹き付け処理は 1 回以内)		
	黒斑病	750 倍							
<u>ばれいしよ</u>	疫病	750~1500 倍	25L/10a						5 回以内
	夏疫病	750~1500 倍							
せんきゅう	べと病	1000 倍	100~300L /10a		3 回以内		3 回以内		
かぼちゃ	うどんこ病 黒斑病 つる枯病	1500 倍							

3. 使用上の注意事項

- 1) 使用直前に、容器をよく振ること。
- 2) 石灰硫黄合剤との混用はさけること。
- 3) ホセチル剤と混用する場合、必ず本剤を先に所定の濃度に希釈してから加えること。
- 4) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- 5) ばれいしょに対して希釈倍数 1 2 5 倍で散布する場合は、少量散布に適合したノズルを装着した乗用型の速度連動式地上液剤散布装置を使用すること。
- 6) 本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合は、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

4. 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

- 1) 誤飲などのないよう注意すること。
- 2) 原液は眼に対して強い刺激性があるので、薬液調製時には保護眼鏡を着用して薬剤が眼に入らないよう注意すること。また薬液も眼に対して刺激性があるので眼に入らないよう注意すること。
眼に入った場合には直ちに十分に水洗し、眼科医の手当を受けること。
- 3) 皮膚に付着しないよう注意すること。
付着した場合には直ちに石けんでよく洗い落とすこと。
- 4) 使用の際は農薬用マスク、手袋、不浸透性防除衣などを着用するとともに保護クリームを使用すること。
作業後は直ちに身体を洗い流し、洗眼・うがいをするとともに衣服を交換すること。
- 5) 作業時に着用していた衣服等は他のものとは分けて洗濯すること。
- 6) かぶれやすい体質の人は作業に従事しないようにし、施用した作物等との接触を避けること。
- 7) 夏期高温時の使用を避けること。

5. 水産動植物に有毒な農薬については、その旨

- 1) 水産動植物(魚類)に影響を及ぼすので、本剤を使用した苗は養魚田に移植しないこと。
- 2) 移植後は河川、養殖池等に流入しないよう水管理に注意すること。
- 3) 水産動植物(魚類)に強い影響を及ぼすおそれがあるので、河川、湖沼及び海域等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。養殖池周辺での使用はさけること。
- 4) 水産動植物(甲殻類、藻類)に影響を及ぼすおそれがあるので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- 5) 使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきること。散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

以上